

令和4年2月25日  
子ども・若者部  
教育委員会事務局

放課後児童健全育成事業の運営方針（骨子）及び  
保護者アンケート（案）について

1. 主 旨

令和4年1月31日の文教常任委員会及び同年2月1日の福祉保健常任委員会において報告した、「新BOP事業の喫緊の課題解決に向けた放課後児童健全育成事業の運営方針及び保護者アンケートの検討状況」について、「子ども・子育て会議」、「世田谷区放課後児童健全育成事業運営方針検討委員会」及び「新BOP運営委員会」の意見を踏まえ、「運営方針の骨子」及び「アンケート案」を作成したので報告する。

2. 「世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針」の骨子について（別紙1）

(1) 「世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針」について

区内で実施される放課後児童健全育成事業において、支援の質並びに事業の安定性及び継続性の確保を図り、かつ、子どもの視点に立ち、子供にとって楽しく安心して過ごせる場所となるよう、世田谷区放課後児童健全育成事業運営方針検討委員会において検討を進めている。

(2) 「放課後児童健全育成事業の運営方針（骨子）」に対する各会議での主な意見について

- ・子どもの権利や子どもの意見表明権を示すこと。
- ・子どもの視点、子ども本位の放課後の生活や遊びの質について示すこと。
- ・多様な子どもと大人がともに過ごすことを通じて互いを尊重し、ともに過ごすインクルーシブな環境での育ちを大切にすること。
- ・理念は、運営する職員の意見を取り入れ簡潔に示すこと。
- ・世田谷らしい関係機関との協働、保護者や地域との連携を記載すること。
- ・指導員等の職員の専門性や研修、人材育成についても盛り込むこと。

(3) 意見を踏まえた骨子策定にあたっての方向性について

- ・子どもの視点に立ち、子どもにとって楽しく安心して過ごせる場所となるよう、区で定める支援の質やより良い環境を示す。
- ・子どもが自分の気持ちや意見を表現することができるように援助し、子ども自身が主体的に関わることができるよう、子どもの権利や子どもの意見表明とその受け止めについて示す。
- ・さまざまな状況や状態の子どもが互いを尊重し、ともに過ごすインクルーシブな放課後の環境づくりについて示す。

- ・事業の安定性及び継続性の確保を図り、かつ、放課後児童健全育成事業の望ましい方向を示す。
- ・世田谷区の地域性や関係機関の状況等を反映した世田谷らしい連携・協働を示す。
- ・子どもたちの緊急時の支援体制の構築や、保護者支援の強化を示す。
- ・職員の専門性の維持・向上と人材育成を示す。

### 3. 子ども・保護者へのアンケート等について

#### (1) アンケートの目的について

新BOP学童クラブにおいて、活動場所の不足による狭隘化、登録児童数の増加による大規模化、多様化する子どもと保護者ニーズへの対応の課題がある。「子どもの放課後の過ごし方に関するアンケート」を実施することで、民間事業者の活用も視野に入れた区の放課後児童健全育成事業の質の確保の方策や課題解決につなげていく。

#### (2) 子ども・保護者へのアンケート等に対する各会議での主な意見について

- ・現在の新BOPを子どもがどのくらい楽しんでいるのか、どのくらい新BOPが子どもにとって大切な居場所になっているのかわかる質問があるといい。
- ・新BOPにおいて子どもが主体的に行動できるような働きかけ・見守りがされていることに満足しているかという聞き方がよい。
- ・学童クラブでやりたいことがあったときに、気軽に話をするのは先生なのか、友達なのか誰かを補ったほうがよい。
- ・子どもの気持ちは毎日揺れているので、聞くタイミングで変わってしまうのではないか。
- ・現在の開所時間で、保護者が困ったことがあったか、明確に聞いたほうがよい。

#### (3) 意見を踏まえたアンケートの視点について

- ・新BOP学童クラブを、児童にとって楽しく・意見が自由に言え・行きたいと思える場所とするために何が必要か。
- ・区が課題として捉えていること（狭隘化・大規模化）と、児童・保護者が新BOP学童クラブに求めるものは、合致しているかを確認する。
- ・運営方針に世田谷オリジナル（自立、児童が楽しく・自由に意見が言える、行きたいと思える等）を反映するための現状を把握する。
- ・子どもの生活全体のリズムや発達面を考慮した、保護者の多様な働き方等にも対応した開所時間を把握する。
- ・民間の放課後児童健全育成事業所の利用ニーズを把握する。

## (4) 調査概要

	子どものアンケート・ヒアリング	保護者アンケート
対 象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新BOP学童クラブに登録している全児童</li> <li>・BOP、児童館、プレーパーク、青少年交流センターを利用している児童（卒所児童、途中退所児童など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区内小学校の1～3年生の保護者</li> <li>・新BOP学童クラブに登録している4～6年生の保護者</li> </ul>
調査方法	アンケート用紙に児童が記入、または職員による聞き取り	WEB（スマートフォン等を活用）
調査時期	令和4年3月10日（木）～31日（木）	
質 問 数	12問程度	12問程度

## (5) アンケート（案）

別紙2のとおり

## 4. 今後のスケジュール（予定）

令和4年3月10日～31日

子ども・保護者等アンケート実施

4月 第4回 世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針検討委員会

5月 第5回 世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針検討委員会  
文教・福祉保健常任委員会（アンケート結果、運営方針素案等）

7月 文教・福祉保健常任委員会（運営方針案、事業概要案等）

9月 文教・福祉保健常任委員会（民間の放課後児童健全育成事業の活用  
及び時間延長モデル事業の取扱いについて）

令和5年2月 文教・福祉保健常任委員会（民間の放課後児童健全育成事業者の募集）

令和6年1月頃 民間による放課後児童健全育成事業所の開設（プレオープン含む）

## 世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針の骨子イメージ

### 運営方針について

区で定める放課後児童健全育成事業の支援の質を確保し、事業の安定及び継続性の確保を図り、且つ、子どもの視点に立ち、子どもにとって安心して過ごせる場となるよう、放課後児童健全育成事業を望ましい方向に導くものである。

運営方針の策定にあたっては、国の「放課後児童クラブ運営指針」及び「新・放課後子ども総合プラン」を踏まえ、世田谷区子ども計画（第2期）後期計画に準拠したものとした。

### 策定にあたっての方向性

- ①子どもの視点に立ち、子どもにとって楽しく安心して過ごせる場所となるよう、区で定める支援の質やより良い環境を示す。
- ②子どもが自分の気持ちや意見を表現することができるように援助し、子ども自身が主体的に関わることができるよう、子どもの権利や子どもの意見表明とその受け止めについて示す。
- ③さまざまな状況や状態の子どもが互いを尊重し、ともに過ごすインクルーシブな放課後の環境づくりについて示す。
- ④事業の安定性及び継続性の確保を図り、かつ、放課後児童健全育成事業の運営の望ましい方向を示す。
- ⑤世田谷区の地域性や関係機関の状況等を反映した世田谷らしい連携・協働を示す。
- ⑥子どもたちの緊急時の支援体制の構築や保護者支援の強化を示す。
- ⑦職員の専門性の維持・向上と人材育成を示す。

### 理 念

～子どもが安心できる環境のもとで、  
生きる力と主体性を伸ばし、成育を支えます～

がっこう お はる なつ ふゆやす ばしょ  
学校が終わってからと、春・夏・冬休みは、こんな場所にたいです。

じぶん じぶん  
自分のことは自分で  
できるようになれるよ

おともだち  
お友達が  
たくさんいるね

じぶん  
自分のやりたい  
ことができるよ

ホッとできる



## 運営方針骨子の章立て

### 第1章 総則

- 1 趣旨
- 2 世田谷区放課後児童健全育成事業について
- 3 世田谷区放課後児童健全育成事業における育成支援の基本

### 第2章 子ども支援

- 1 子ども支援における基本的事項
- 2 事業の対象となる子どもの発達及びねらい
- 3 放課後児童健全育成事業における育成支援の内容
- 4 支援計画及び評価

### 第3章 保護者支援

保護者支援における基本的事項

### 第4章 世田谷区放課後児童健全育成事業の運営

- 1 職員体制
- 2 子ども集団の規模（支援の単位）
- 3 開所時間及び閉所時間
- 4 利用の開始等に関わる留意事項
- 5 運営主体

### 第5章 学校及び地域との連携

学校及び地域・関係機関との関係

- 1 学校との連携
- 2 地域の様々な大人と関わることの重要性
- 3 保育園・幼稚園との連携
- 4 BOPとの連携
- 5 児童館との連携
- 6 児童相談所や子ども家庭支援センターとの連携
- 7 要保護児童支援協議会との連携
- 8 その他の関係機関との連携

### 第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

- 1 施設及び設備
- 2 衛生管理及び安全対策

### 第7章 職員の資質向上

職場における研修

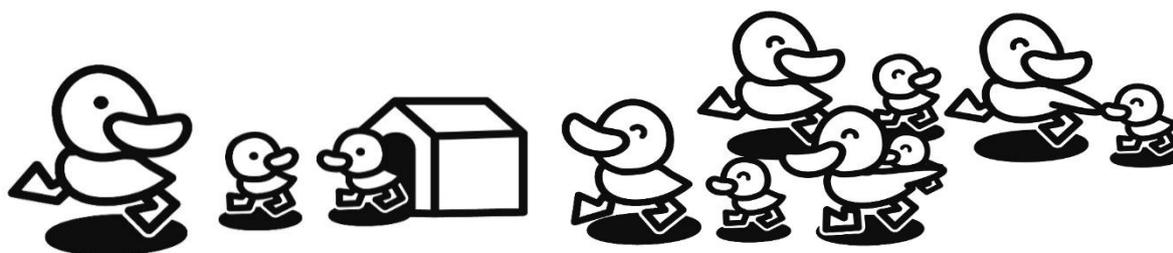
### 第8章 職場倫理及び事業内容の向上

- 1 世田谷区放課後児童健全育成事業の社会的責任と職場倫理
- 2 要望及び苦情への対応
- 3 事業内容向上への取り組み

# 世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針

## 骨子

UD フォント使用予定



令和4年 月

世 田 谷 区

## はじめに

### 1 運営方針とは

この運営方針は、区で定める放課後児童健全育成事業の支援の質を確保し、事業の安定及び継続性の確保を図り、且つ、子どもの視点に立ち、子どもにとって安心して過ごせる場となるよう、放課後児童健全育成事業を望ましい方向に導くものである。

運営方針の策定にあたっては、地方自治法に基づく技術的助言である国の「放課後児童クラブ運営指針」（平成27年3月31日 雇児発第0331第34厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）及び「新・放課後子ども総合プラン」を踏まえ、世田谷区子ども計画（第2期）後期計画に準拠したものとした。表記にあたっては、基本的な項目について、子どもにわかりやすい表現を併記するなど、子どもにも大人にもわかりやすい内容となるよう努める。

### 2 策定にあたっての方向性

- ①子どもの視点に立ち、子どもにとって楽しく安心して過ごせる場となるよう、区で定める支援の質やより良い環境を示す。
- ②子どもが自分の気持ちや意見を表現することができるように援助し、子ども自身が主体的に関わることができるよう、子どもの権利や子どもの意見表明とその受け止めについて示す。
- ③さまざまな状況や状態の子どもが互いを尊重し、ともに過ごすインクルーシブな放課後の環境づくりについて示す。
- ④事業の安定性及び継続性の確保を図り、かつ、放課後児童健全育成事業の運営の望ましい方向を示す。
- ⑤世田谷区の地域性や関係機関の状況等を反映した世田谷らしい連携・協働を示す。
- ⑥子どもたちの緊急時の支援体制の構築や保護者支援の強化を示す。
- ⑦職員の専門性の維持・向上と人材育成を示す。

#### 職員に求められる姿

<input type="checkbox"/> 「子どもが何を求めているか」を知ろうとしている。
<input type="checkbox"/> 子どもの権利について職員全体で確認し、十分配慮している。
<input type="checkbox"/> 職員は、一人ひとりの子どもの行動や欲求に、わかりやすい言葉で穏やかに個々の子どもに語りかけ、応答的に関わっている。
<input type="checkbox"/> 一人ひとりの子どもの生活習慣や文化などの違いを知り、それを認めあう心を育てるよう努めている。
<input type="checkbox"/> 地域社会との交流及び連携を図り、子どもの保護者及び地域社会に対し協働に努めている。
<input type="checkbox"/> 職員会議、研修、他の放課後児童クラブ等との交流等を通して、自身の育成の課題や不足している専門知識・技術について「気づき」の機会を多く持とうとしている。

## 理 念

### 子どもが安心できる環境のもとで、 生きる力と主体性を伸ばし、成育を支えます

がっこう お はる なつ ふゆやす ばしょ  
～学校が終わってからと、春・夏・冬休みは、こんな場所にいたいな～

#### 子どもの視点に立ち9項目を充実します

- ①子ども本位の自由な遊びを大切にする～好きな遊びをたくさんしたいな
- ②適正規模での運営～広いところ、ゆっくりできる、そんな場所がいいな
- ③子どもと家庭に合った実施時間（延長を含め検討中）～おむかえが来るまで  
がくどうくらぶ、おともだち いっしょ かえ  
児童クラブにいたいな、お友達と一緒に帰りたいな、おうちに早く帰って好きなことをしたいな
- ④民間事業者との協働～がっこういがい おともだち あそ  
学校以外のお友達とも遊びたいな、やりたいこと見つけたいな
- ⑤成育環境の改善～きもちいい場所ですごしたいな
- ⑥保護者支援の強化
- ⑦世田谷らしい関係機関や地域との協働。他の放課後児童クラブ等との連携～  
じゅぎょう お ばしょ い  
授業が終わったら、いろいろな場所に行きたいな
- ⑧職員の専門性の向上～おはなし き  
話たくさん聞いてほしいな
- ⑨緊急時の支援（帰宅後や卒所後の子どもだけで解決できない問題について、児童や児童館でサポート。）～おうちに帰ってからや、4年生になって、こま  
困ったことがあったときは、どうしたらいいのかな

## 第1章 総則

### 1 趣旨

放課後児童健全育成事業の支援の質の向上に資することを目的とし、世田谷区が目指す放課後児童健全育成事業の望ましい方針を示す。

この運営指針は、世田谷区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年9月世田谷区条例第39号。以下、「基準」という。）に基づき、放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童クラブ」という。）における、子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援（以下「育成支援」という。）の内容に関する事項及びこれに関連する事項を定めるものである。

また、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下、「法」という。）第34条の8の3第3項の規定に基づき措置を命じる場合の処分基準、基準第9条第1項の規定により勧告を行う場合における指導基準の性格を有するものとする。

### 2 世田谷区放課後児童健全育成事業について

#### ①子どもの権利

子どもの最善の利益を考慮して育成支援を推進することに努める。

#### ②事業の内容

遊びと生活の場の提供及び遊びを通じた生活支援

#### ③対象児童

小学校1年生から3年生までの児童。心身の発達等により個別的配慮が必要な児童は6年生まで。

### 3 世田谷区放課後児童健全育成事業における育成支援の基本

#### ①放課後児童健全育成事業における育成支援

子どもが安心できる生活の場としての環境を整え、安全面に配慮しながら、生きる力と主体性を伸ばし、成育を支える。

#### ②放課後児童健全育成事業の社会的責任

子どもの人権に配慮し、子どもに影響がある事柄については、子どもが意見を述べ、参加することを保証する。

## 第2章 子ども支援

### 1 子ども支援における基本的事項

#### （1）子どもの権利と意見表明権

子どもの自由を保障するとともに、日常の過ごし方や行事等の活動において、子どもの意見を反映させる機会を設け、様々な過程にある子どもが、それぞれに主体的に運営にかかわることができるように工夫する。

## (2) 子どもの意見の受け止め

子どもが職員に悩みや相談事も話せるような信頼関係を築く。

子ども一人ひとりの放課後児童クラブでの過ごし方を把握しながら、子どもの情緒や子ども同士の関係に配慮し、子どもの意見を尊重する。

## 2 事業の対象となる子どもの発達及びねらい

放課後等に子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、一人ひとりの心身の状態を把握しながら育成支援を行う。子どもの様子を把握し、変化に気がつくことができる。

## 3 放課後児童健全育成事業における育成支援の内容

### (1) 育成支援の内容

①保護者と連携した育成支援を行う。

②多様な子どもが過ごす場として、子どもが安心して過ごし、一人ひとりと集団全体の生活を豊かにする。

③さまざまな状況や状態の子どもが互いを尊重し、ともに過ごすことを通じて、自分と他者、一人と集団、それぞれを豊かにするインクルーシブな環境をつくる。

④固有の援助が必要な場合は、援助を適切に行う。

⑤安心して過ごせる場と信頼できる職員の存在。

⑥敏感期ごとの支援

⑦間食

発達過程にある子どもの成長にあわせて、放課後の時間帯に必要とされる栄養面や活力面を考慮して、おやつを適切に提供する。

<input type="checkbox"/> おやつを提供にあたっては、補食としての役割もあることから、昼食と夕食の時間帯等を考慮して提供時間や内容、量等を工夫する。
---

<input type="checkbox"/> おやつを提供に際しては、安全及び衛生に考慮するとともに、子どもが落ちついて食を楽しめるようにする。
--

<input type="checkbox"/> 食物アレルギーのある子どもについては、配慮すべきことや緊急時の対応等について事前に保護者と丁寧に連絡を取り合い、安全に配慮して提供する。子どもにとって放課後の時間帯に
--

<input type="checkbox"/> 自由度や内容を工夫する。
---------------------------------------

### (2) 障害のある子どもへの支援

障害のある子どもや医療的ケアのある子どもなど、さまざまな状況や状態の子どもの活動の場として、居場所や放課後の過ごし方について関係機関と連携し、児童育成のために専門性の高い人材の確保と育成に取り組む。

障害のある子どもも楽しく過ごせる居場所であること。

### (3) 特に配慮を必要とする子どもへの支援

①児童虐待への対応

②特別な配慮を必要とする子どもへの対応

家庭環境に配慮し、養育に特別な支援を必要とすると把握した場合、適切な支援につなげる。関係機関と連携し、適切な対応を図る。

#### 4 支援計画及び評価

放課後等に子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、一人ひとりの心身の状態を把握しながら育成支援を行う。子どもの様子を把握し、変化に気がつくことができる。

### 第3章 保護者支援

#### 保護者支援における基本的事項

##### (1) 相談支援強化

保護者との信頼関係を築くことに努めるとともに、子育てのこと等について保護者が相談しやすい雰囲気づくりを心がける。

##### (2) 保護者との連携

###### ①保護者との連絡

###### ②保護者および保護者組織との連携

協力関係を築き、保護者同士が互いに協力して子育ての責任を果たせるように支援する。

### 第4章 世田谷区放課後児童健全育成事業の運営

#### 1 職員体制

(1) 放課後児童クラブには、年齢や発達の状況が異なる子どもを同時にかつ継続的に育成支援を行う必要があること、安全面での管理が必要であること等から、区条例に基づき支援の単位ごと2人以上の放課後児童支援員を配置する。

(2) 放課後児童支援員等は、支援の単位ごとに育成支援を行わなければならない。

(3) 子どもとの安定的、継続的な関わりが重要であるため、放課後児童支援員の雇用に当たっては、長期的に安定した形態とすること。

(4) 放課後児童支援員等の勤務時間については、子どもの受入れ準備や打合せ、育成支援の記録作成等、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定されることが求められる。

#### 2 子ども集団の規模（支援の単位）

(1) 放課後児童クラブの適切な生活環境と育成支援の内容が確保されるように、施設設備、職員体制等の状況を総合的に勘案し、適正な子ども数の規模の範囲で運営することが必要である。

(2) 子ども集団の規模（支援の単位）は、子どもが相互に関係性を構築したり、1つ

の集団としてまとまりをもって共に生活したり、放課後児童支援員等が個々の子どもと信頼関係を築いたりできる規模として、おおむね40人以下とし、1か所の事業所では2支援までとする。

### 3 開所時間及び開所日

(1) 開所時間及び開所日は、保護者の就労時間、学校の授業の終了時刻その他の地域の実情等を考慮して設定する。

(2) 開所時間は、学校の授業の休業日は1日につき8時間以上、学校の授業の休業日以外の日は1日につき3時間以上の開所を原則とする。なお、子どもの健全育成上の観点にも配慮した開所時間とする。

(3) 開所する日数は、1年につき250日以上を原則として、保護者の就労日数、学校の授業の休業日その他の地域の実情等を考慮して設定する。

(4) 新1年生については、保育所との連続性を考慮し、4月1日より受け入れを可能にすること。

### 4 利用の開始等に関わる留意事項

(1) 運営主体は、入所の募集に当たり、適切な時期に様々な機会を活用して広く周知を図ることが必要である。その際には、利用に当たっての留意事項の明文化、入所承認の方法の公平性の担保等に努める必要がある。

(2) 入所を希望する保護者等に対しては、必要な情報を提供すること。

(3) 利用の開始に当たっては、説明会等を開催し、利用に際しての決まり等について説明すること。

(4) 特に新1年生の環境変化に配慮して、利用の開始の前に、子どもや家庭の状況、保護者のニーズ及び放課後児童クラブでの過ごし方について、十分に保護者等と情報交換すること。

(5) 子どもが放課後児童クラブを退所する場合には、その子どもの生活の連続性や家庭の状況に配慮し、保護者等からの相談に応じて適切な支援への引き継ぎを行う。

### 5 運営主体

(1) 放課後児童健全育成事業の実施主体は区が行うこととし、区が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。放課後児童クラブの運営については、育成支援の継続性という観点からも、安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、継続的、安定的に運営することが求められる。

(2) 放課後児童クラブの運営主体は、次の点に留意して運営する必要がある。

①子どもの人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して、その運営を行う。

②地域社会との交流及び連携を図り、子どもの保護者及び地域社会に対し、放課後児童クラブの運営の内容を適切に説明するように努める。

③放課後児童クラブの運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよ

うに努める。

④子どもや保護者の国籍、信条又は社会的身分による差別的な扱いをしない。

⑤放課後児童クラブごとに事業の運営について、以下1)～11)の重要事項に関する運営規程を定め、また、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備すること。

- 1) 事業の目的及び運営の方針
- 2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- 3) 開所時間及び開所日
- 4) 育成支援の内容及び利用料
- 5) 定員
- 6) 事業の実施地域
- 7) 事業の利用に当たっての留意事項
- 8) 緊急時等における対応方法
- 9) 非常災害対策
- 10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- 11) その他事業の運営に関する重要事項

⑥放課後児童クラブの運営主体に変更が生じる場合には、育成支援の継続性が保障され、子どもへの影響が最小限に抑えられるように努めるとともに、保護者の理解が得られるように努める必要がある。

## 第5章 学校及び地域との連携

### 1 学校との連携

日常的・定例的に、子どもの生活の連続性の保障のため、情報交換・情報共有等による連携を図る。

### 2 地域の様々な大人との関わりの重要性

### 3 保育所、幼稚園等との連携

新1年生の発達と生活の連続性の保障のため、情報交換・情報共有等を行う。

### 4 BOPとの連携

### 5 児童館との連携（ソーシャルワークの実践）

児童館の有するネットワークに参加し、情報交換・情報共有・交流を図る。

### 6 児童相談所や子ども家庭支援センターとの連携

### 7 要保護児童支援協議会との連携

## 8 その他の関係機関との連携

# 第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

## 1 施設及び設備

「生活の場」、「遊び等の活動拠点」としての機能を備え、専用区画を確保する。使いやすいトイレやシャワーの設置などの設備の充実

## 2 衛生管理及び安全対策

- (1) 衛生管理
- (2) 事故やけが防止と対応
- (3) 防災及び防犯対策

# 第7章 職員の資質向上

## 職場における研修

放課後児童健全育成事業の運営主体は、職員が自発的、継続的に研修に参加できるように、研修受講計画を策定し、管理するなどの環境を整備していくとともに、職員の自己研鑽、自己啓発への時間的、経済的な支援や情報提供も含めて取り組んでいく。

- (1) ソーシャルワーク
- (2) プレイワーク

# 第8章 職場倫理及び事業内容の向上

## 1 世田谷区放課後児童健全育成事業の社会的責任と職場倫理

放課後児童支援員等は、仕事を進める上での倫理を自覚し、育成支援の内容の向上に努め、運営主体は全ての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるように組織的に取り組む。

## 2 要望及び苦情への対応

要望や苦情を受け付ける窓口を設置し、子どもや保護者に周知するとともに、苦情対応には、迅速かつ適切に、誠意を持って対応する。

## 3 事業内容向上への取り組み

### (1) 職員集団のあり方

会議の開催や記録の作成等を通じ、情報交換・情報共有を図り、事例検討等により相互に協力し自己研鑽し、事業内容の向上を目指す職員集団を形成する。

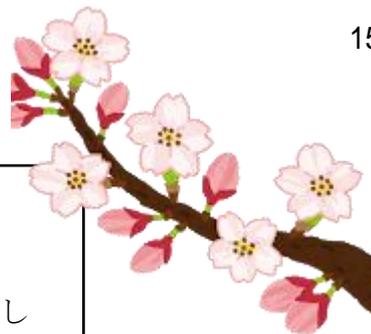
### (2) 運営内容の評価と改善

自己評価及び第三者評価を行い、その結果を公表するように努め、評価結果は改善の方向性を検討して事業内容の向上に生かす。

## 別紙2-1 案



しょうしんぼっぷ  
 ○○小 新 BOPのみんな、こんにちは。  
 がくどうくらぶ  
 あなたが、学 童クラブでどんなふう<sup>す</sup>に過<sup>おし</sup>ごし  
 ているか教<sup>おし</sup>えてね!



1. あなたは、何<sup>なんねんせい</sup>年生ですか？

① 1<sup>ねんせい</sup>年生

② 2<sup>ねんせい</sup>年生

③ 3<sup>ねんせい</sup>年生

お

2. 学<sup>がくどうくらぶ</sup>童クラブにくると、どんな<sup>きも</sup>気持ちになりますか？

①とても<sup>たの</sup>楽しい ②まあ<sup>たの</sup>楽しい

③あまり<sup>たの</sup>楽しくない ④まったく<sup>たの</sup>楽しくない

それは、なぜですか？



3. 学<sup>がくどうくらぶ</sup>童クラブのおやつ<sup>じかん</sup>の時間<sup>たの</sup>は、楽しみですか？

①はい

②いいえ

③どちらでもない

それは、なぜですか？

っ

4. 学童クラブでは、いっぱい遊べますか？

- ①はい                      ②いいえ                      ③どちらでもない

は

5. 学童クラブでは、やりたいことができますか？

たとえば…「校庭にでて外で遊びたいな」「工作したい」

「お部屋の中でちょっとゆっくりしたいな」など

- ①はい                      ②いいえ                      ③わからない

ぶ

6. 学童クラブの大人で、なかよしの人がありますか？

- ①はい                      ②いいえ                      ③わからない

り

7. 学童クラブのお部屋や机にお友達がいっぱいいて、遊びにくかったことはありますか？

- ①ある                      ②ない                      ③わからない

ん

8. 学童クラブには「おやくそく」や「きまり」が多いですか？少ないですか？

- ①多い                      ②少ない                      ③わからない

で



つかれたかな？あともうちよっただよ！

9. 何時まで学童クラブにいたいですか？

- ① おやつを食べたあと（午後4時くらい）
- ② 帰りの会が終わったあと（午後5時くらい）
- ③ 学童クラブが終わるころ（午後6時くらい）
- ④ おうちの人（ひと）が家（いえ）に帰（かえ）ってくるまで学童クラブにいたい

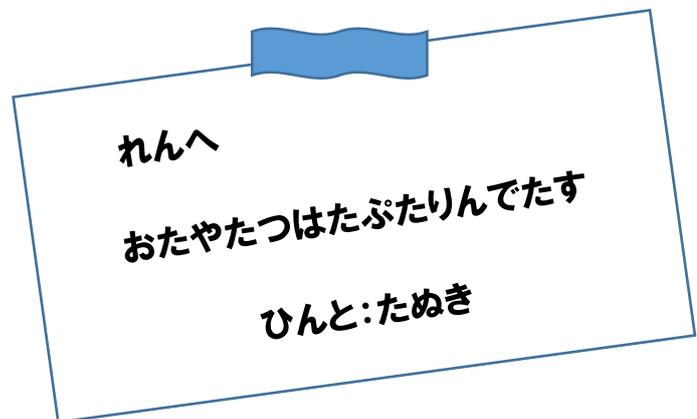
それは、なぜですか？

～おまけ なぞときクイズ～

れんくんは小学生。

学校から帰ってくると、冷蔵庫にあんごうメッセージがありました。

なんと書いてあるでしょう？



答えは、全部の質問の、しかくの中の右下の字をならべてみてね！



さいごまで答えてくれて、ありがとう！  
みんなのこと、いっぱい聞けて楽しかった。  
コロナには気をつけてね。さようなら～

2022年（令和4年）3月

世田谷区

別紙2-2 案

## 子どもの放課後をより豊かにするためのアンケート

世田谷区では、大規模化している新BOP学童クラブの今後のあり方などについて検討するため、保護者の皆様にアンケートを実施することといたしました。アンケートの結果は、お子さまの放課後をより良くするために使用いたします。ぜひ、お子さまの放課後の過ごし方をお教えいただくとともに、ご意見をお聞かせください。

調査対象児童は、「世田谷区立小学校に通学している1～3年生の児童」及び「新BOP学童クラブに登録している4～6年生の児童」です。

※調査対象児童が2人以上いらっしゃる場合は、学年が低いお子さまについてご回答ください。

1. お子さまは何年生ですか？

1. 1年生    2. 2年生    3. 3年生  
4. 4年生    5. 5年生    6. 6年生

2. お子さまが通学されている小学校はどちらですか？

(            ) 小学校

3-1. 現在、新BOP学童クラブ<sup>※1</sup>に登録していますか？

※1 区役所が学校内で実施している放課後児童健全育成事業です。

1. はい    2. いいえ

3-2. 「1. はい」と回答された方にお尋ねします。

お子さまは、この1年間（令和3年4月以降）で、新BOP学童クラブを週に平均何回利用していますか？

1. 1～2回    2. 3～4回    3. 5～6回

4. さしつかえなければ、お子さまの発達状況に応じた特別な配慮の必要性や障害の有無を教えてください。

1. 特別な配慮が必要    2. 障害がある    3. どちらもない

4. わからない    5. 答えたくない

6. その他（アレルギー、外国籍、疾病等など他の配慮が必要な場合は、ご記入ください。）



7. 家庭との連携を密にしてくれるため

8. その他（自由記述 \_\_\_\_\_）

7. お子さまについて、放課後は主にどこで過ごしていますか？あてはまる答えの番号**すべて**をお選びください。

1. 自宅    2. 新 BOP 学童クラブ    3. BOP    4. 塾、習い事  
 5. 児童館    6. プレパーク    7. 青少年交流センター    8. お友達の家  
 9. 近所の知りあいの家    10. 放課後等デイサービス    11. 公園  
 12. 放課後の預かりサービス    13. 子ども食堂    14. 親族の家  
 15. その他

8. 子どものことで困ったことがあったとき、配偶者・パートナー・親戚以外で、だれに相談しますか？あてはまる答えの番号**すべて**をお選びください。

1. 友人    2. 職場の人    3. 学校や担任教諭  
 4. スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー  
 5. 新 BOP の職員    6. 児童館の職員    7. 習い事や塾の先生  
 8. その他

ここからは新 BOP 学童クラブに登録されている方のみご回答いただきます。該当の方は「1. 次へ」をクリックしてください。

それ以外の方は、「2. 回答終了」をクリックしてください。お忙しいなかご回答いただき、ありがとうございました。

1. 次へ    2. 回答終了

9-1. 現在、新 BOP 学童クラブには、『緊急かつ重要な課題が3つ』あります。その課題の解決に向けて、民間事業者が学校外で運営する放課後児童健全育成事業所を今後増やしていき、子どもの放課後の居場所として活用することを検討しています。詳しい内容は、配布しました通知の別紙1をご覧ください。

新 BOP 学童クラブの代わりに、民間事業者が学校外で運営する放課後児童健全育成事業所（学童クラブ）※<sup>4</sup>を利用したいですか。（BOPは併用できます。）

※4 区役所以外の民間事業者が、学校外で運営する放課後児童健全育成事業です。



2. 新BOP学童クラブ登録児童以外の家族の体調不良
3. いつも他の家族がお迎えをしているが、難しい日があった
4. その他(自由記述 )

10-3.それは、どのくらいの頻度でありましたか。

あてはまる答えの番号**1つ**をお選びください。

1. ほぼ毎日
2. 週に数日程度
3. 月に数日程度
4. まれに

10-4.その時はどのように対応されましたか？

一番多くあてはまる答えの番号**1つ**をお選びください。

1. 仕事を断った又は調整した
2. 子どもだけで留守番した
3. 他の家族にみてもらった
4. シッターやファミリーサポートなどを利用した
5. 子どもの友達の家でみてもらった
6. 知人や近所の家でみてもらった
7. その他(自由記述 )

10-5.そのようなとき、何時まで開所していればよかったと思いますか

あてはまる答えの番号**1つ**をお選びください。

1. ~午後6:30
2. 午後6:45
3. 午後7:00
4. 午後7:15以降
5. 今のままでよい(午後6時15分)

お忙しいなか、ここまでご回答いただき、ありがとうございます。

あと5問程度です。

11-1. お子さまは、新BOP学童クラブで楽しく過ごしていると感じますか？

1. はい
2. いいえ
3. わからない

11-2. 「1. はい」と回答された方にお尋ねします。

そう感じる理由を教えてください。あてはまる答えの番号**すべて**をお選びください。

1. 友達と遊べるから
2. 友達とお話できて楽しいから
3. 校庭や体育館で遊べるから
4. 好きなように過ごせるから
5. イベント(行事)が楽しいから
6. おやつが美味しいから
7. 先生と遊べるから
8. 先生とお話できて楽しいから
9. その他(自由記述 )

11-3. 「2. いいえ」と回答された方にお尋ねします。

そう感じる理由を教えてください。あてはまる答えの番号**すべて**をお選びください。

1. 親しいお友達と遊べないから
2. 学童以外の場所で遊びたいから
3. やりたいことができないから
4. おやつがおいしくないから
5. 先生と遊べないから
6. 先生とお話できないから
7. のんびりすきなように過ごせないから

8. 校庭や体育館で遊べる時間が少ないから
9. その他（自由記述 \_\_\_\_\_）

12-1. 新BOP学童クラブでの過ごし方や様子は伝わっていますか？

1. はい
2. いいえ

12-2. 「1. はい」と回答された方にお尋ねします。

一番様子が伝わっている方法はどれですか？あてはまる答えの番号**1つ**をお選びください。

1. 連絡帳
2. 新BOPだより、学童クラブだより
3. お子さまとの会話
4. お迎え時の職員との会話
5. 個人面談
6. 保護者間での連絡や父母会

13. 最終問です。

新BOP学童クラブでは、放課後における自立に向けての支援について、子どもが主体的に行動できるような働きかけや見守りをしています。引き続き、その取り組みは重要だと思いますか？

取り組みの手法は配布いたしました通知の別紙2をご覧ください。

1. 重要
2. 重要ではない
3. そのほか

本アンケートは、これで終わりです。

お忙しいなかご協力いただき、誠にありがとうございました。

現在、新BOP学童クラブ※<sup>1</sup>に『緊急かつ重要な課題が3つ』あります。

### ①大規模化

児童登録数が120人以上の「大規模※<sup>3</sup>」、200人規模の「超大規模」の学童クラブが複数あります。  
それにより、支援の質の確保が難しくなっています。

### ②狭隘化

小学校のクラス数が増加し、新BOPで利用できる児童1人あたりの活動スペースが減少しています。それにより、児童の活動や遊びが制限されてきています。

### ③ニーズの多様化

働き方の変化に伴い、学童クラブにもとめられるニーズも多様化しており、新BOP学童クラブでの取り組みだけでは対応が難しくなっています。

※1 新BOP学童クラブとは、世田谷区が区立小学校内で実施している放課後児童健全育成事業※<sup>2</sup>です。

※2 放課後児童健全育成事業とは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後等に小学校の空き教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提

供し、健全な育成を図るものです。

※3 世田谷区の条例では、一支援単位の利用者数（1つの集団としてまとまりをもって共に生活したり、職員が個々の児童と信頼関係を築いたりできる単位の人数）は、おおむね40人以下としています。そのため、新BOP学童クラブを適正に運営できる規模は、原則として2支援単位（利用者がおおむね80人以下、利用率から換算し登録者数は120人以下）までと考えています。

世田谷区では、3つの課題の解決に向けて・・・

「民間事業者が運営する放課後児童健全育成事業所※<sup>4</sup>」を増やし、学校外の子どもの放課後の居場所として活用することを検討しています。



- ①放課後の居場所について、お子さまと保護者の選択肢の幅が広がる
- ②大規模化や狭隘化が解消され、新BOP学童クラブ運営の質が向上する
- ③柔軟な利用時間、夏休み等の昼食提供、新BOP学童クラブとは違った側面での区民サービスの拡大につながる

## 民間事業者の活用にあたって

### 【利用料】

保護者の皆様の負担等が大きく増えることの無いような仕組みを検討しています。

### 【サービスの質の確保】

サービスの質の確保が大切ですので、区の定める条件のもとで、公募により事業者を選定し、区と事業者との間で運営に関する協定を締結することを検討しています。研修の実施や運営に対する支援・助言も検討しています。

※4 民間事業者が区立小学校外で実施している放課後児童健全育成事業※<sup>2</sup>です。区内は2か所のみです。

【参考】※4の2か所とは別に、放課後の預かりサービスがあります。民間事業者が区立小学校外で独自に運営するサービスです。



きょう  
 こんにちは。今日はよろしくね！  
 がっこう じゅぎょう お あと  
 学校の授業が終わった後のことについて、おしえてね。

別紙2-3 案



1. あなたは、何年生ですか？ 1つに○をしてください。

- ① 1年生                      ② 2年生                      ③ 3年生  
 ④ 4年生                      ⑤ 5年生                      ⑥ 6年生

2. 学校の授業が終わったあとは、どこですぐすことが一番多いですか？  
 1つに○をしてください。

- ① おうち                      ② 学童クラブ                      ③ BOP                      ④ 塾、習い事  
 ⑤ 児童館                      ⑥ プレーパーク                      ⑦ 青少年交流センター  
 ⑧ お友達の家                      ⑨ 近所の知りあいの家                      ⑩ 子ども食堂  
 ⑪ おじいちゃんやおばあちゃんの家                      ⑫ そのほか

3. 学校の授業がおわったあとは、どこですぐすことが一番楽しいですか？  
 1つに○をしてください。

- ① おうち                      ② 学童クラブ                      ③ BOP                      ④ 塾、習い事  
 ⑤ 児童館                      ⑥ プレーパーク                      ⑦ 青少年交流センター  
 ⑧ お友達の家                      ⑨ 近所の知りあいの家                      ⑩ 子ども食堂  
 ⑪ おじいちゃんやおばあちゃんの家                      ⑫ そのほか

4. 困ったときに、相談できる大人はいますか？（おうちの人以外）  
 1つに○をしてください。

- ① 学童クラブの大人                      ② BOPの大人                      ③ 塾、習い事の大人  
 ④ 児童館の大人                      ⑤ プレーパークの大人                      ⑥ お友達のお家の人  
 ⑦ 青少年交流センターの大人                      ⑧ 近所の知りあいの大人  
 ⑨ おじいちゃんやおばあちゃん                      ⑩ 学校の大人  
 ⑪ そのほか



うら  
 ウラにもあるよ～

5. おうちの人がいないときに<sup>ひと</sup>困<sup>こま</sup>ったことがあったら、どこに行きますか？

① <sup>がっこう</sup> 学校	② <sup>がくどうくらぶ</sup> 学童クラブ	③ <sup>ぼっぷ</sup> BOP	④ <sup>じゅく ならいごと</sup> 塾、習い事
⑤ <sup>じどうかん</sup> 児童館	⑥ <sup>ぶれーぱーく</sup> プレーパーク	⑦ <sup>せいしょうねんこうりゅうせんたー</sup> 青少年交流センター	
⑧ <sup>ともだち いえ</sup> お友達の家	⑨ <sup>きんじょ し いえ</sup> 近所の知りあいの家	⑩ <sup>こ しょくどう</sup> 子ども食堂	
⑪ <sup>いえ</sup> おじいちゃんやおばあちゃんの家	⑫ そのほか	<input type="text"/>	

6. あなたは、今、新BOP学童クラブ<sup>いま しんぼっぷがくどうくらぶ</sup>に行っていますか？

① はい	② いいえ	③ <sup>まえ い</sup> 前に行っていた ( <sup>いま い</sup> 今は行っていない )
------	-------	--

<次からは、6番で「③前に行っていた (今は行っていない)」と選んだ人だけ答えてください。>

7. 学童クラブ<sup>がくどうくらぶ</sup>は楽<sup>たの</sup>しかったですか？つまらなかったですか？

① <sup>たの</sup> 楽しかった	② つまらなかった	③ どちらでもない
それは、なぜですか？ <input type="text"/>		

8. 新BOP学童クラブ<sup>しんぼっぷがくどうくらぶ</sup>をやめたのは、なぜですか？1つに○をしてください。

① <sup>ひと いえ</sup> おうちの人が家 <sup>いえ</sup> にいることになった	② <sup>ともだち あそ</sup> お友達と、いっしょに遊 <sup>あそ</sup> ぶため
③ <sup>じゅく なら ごと い</sup> 塾や習い事 <sup>い</sup> に行くことになった	④ <sup>ねんせい</sup> 4年生 <sup>ねんせい</sup> になったから
⑤ つまらなかったから	⑥ <sup>るすばん</sup> おうちでお留守番 <sup>るすばん</sup> できるようになったから
⑦ そのほか	<input type="text"/>

これでおわりです。  
さいごまでこたえてくれて、ありがとう！

